

# カワサキ会計事務所ニュース

令和8年 6月号 第71号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 6月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収第1期

国民健康保険税 第1期

長崎市ホームページより



## 中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金の申請が始まりました

長崎県では、最低賃金の大幅な引き上げにより、特に影響を受ける県内中小・小規模事業者の負担軽減のため、緊急的な措置として15万円の支援金を支給することとなり、令和8年6月1日より申請の受付が始まりました。申請期限は12月28日までです。

### (1) 対象者

従業員を1名以上雇用する県内中小・小規模事業者です。

法人に関しては、法人税法上の収益事業を行っていない法人、また、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告の提出ができない法人(農業・林業又は水産業を主たる事業として営む者を除く)は対象外です。

例えばNPO法人等で法人税の申告が免除されている事業者は対象外となります。

また、市の指定管理を受けている事業者であっても、要件に当てはまれば申請可能です。

### (2) 申請書以外の添付すべき提出物

#### ① 共通(法人・個人事業主で必要)

ア: 現時点で雇用が継続されている従業員1名分の雇用保険被保険者証(事業者控え)の写し。無い場合は、従業員1名分の雇用契約書の写し(法人は法人番号記載要)

イ: 県税に未納が無いことを証明する証明書の写し

ウ: 支援金振込先の口座情報(預金通帳の見開きの写し等)

#### ② 法人

ア: 申請日から3か月以内に発行した法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し

イ: 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する証明書の写し

#### ③ 個人事業者

ア: 青色申告書(または白色申告書)の写し及び事業内容がわかるもの

\*事業内容がわかるもの…ホームページ、チラシ、パンフレット

ない場合は開業届、雇用保険適用事業所設置届、被保険者資格取得届の写し

イ: 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する証明書の写し

### <長崎県・監査指導課の職員研修会で講師を務めました!>

去る6月4日長崎県庁にて、監査指導課の社会福祉法人を担当する職員研修会が開催され、川崎が会計部門について講師を務めました。昨年度より、引き続きの講師です。本年は、長崎県以外の市町も含めた職員研修(約55名参加)となりました。川崎は、(NPO法人)NPOながさきの福祉医療部会で部会長を務めており、社会福祉会計税務研究会(全国組織)で理事にそれぞれ就任しています。社会福祉法人の設立・運営等に関して支援・相談等を行っております。気軽にご相談をされて下さい!